

第 2 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成24年4月19日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第2回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成24年4月19日（木曜日）

午前10時18分開議

午後10時43分閉会

本日の会議に付した事件

議案第6号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

出席委員（8人）

委員長	森	浩	二
副委員長	淵	上	陽
委員	岩	中	伸
委員	井	手	順
委員	西		聖
委員	早	田	順
委員	内	野	幸
委員	杉	浦	康

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長	船	原	幸	信
政策審議監	佐	藤	伸	之
道路都市局長	猿	渡	慶	一
総括審議員兼				
河川港湾局長	上	谷	昌	史
建築住宅局長	生	田	博	隆
監理課長	金	子	徳	政
道路保全課長	亀	田	俊	二
住宅課長	平	井		章

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松尾 伸明

政務調査課主幹 福田 聖哉

午前10時18分開議

○森浩二委員長 それでは、ただいまから、第2回建設常任委員会を開会いたします。

なお、本日は、本会議を休憩しての委員会でもありますので、審議を効率的に進めるため、質疑応答は付託議案等に関するものみに限らせていただきます。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。初めに、船原土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

船原土木部長。

○船原土木部長 4月1日付で土木部長を拝命いたしました船原でございます。よろしくお願いたします。

今回の臨時県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案といたしましては、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について1件の御審議をお願いしております。

また、報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分の報告についてなど3件について御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○森浩二委員長 では、課長からの説明をお

願います。

亀田道路保全課長。

○亀田道路保全課長 道路保全課でございます。提出議案の御説明をいたしたいと思えます。説明資料の1ページと2ページに掲載しています道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認につきましては、2ページの概要にて御説明をいたします。

本件は、平成24年1月28日土曜日午前10時38分ごろ、球磨郡五木村竹の川の一般県道五木湯前線におきまして、和解の相手方が、軽四輪乗用車で進行中に、左側のり面からの落石の直撃により、車体左側後部付近を損傷したものであります。

本件は、走行中に突然石が落下してきたものであり、和解の相手方が回避することが困難であったことを考慮し、修理費の全額に当たる7万1,505円を賠償しております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○金子監理課長 監理課でございます。3ページをお願いいたします。報告第1号専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

詳細につきましては、4ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成23年8月16日午前10時55分ごろに、上益城郡山都町八木地内の県道河内矢部線で発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失50%、相手方50%で合意し、双方の損害負担額を相殺した結果、損害賠償額を1,900円と決定し、和解することとしたものでございます。

事故の状況といたしましては、上益城地域振興局土木部維持管理課嘱託職員運転の公用

軽貨物車が、県道河内矢部線を走行中、センターラインのない見通しの悪いカーブにおいて対向してきた相手方車両と衝突し、双方の車両を破損したものでございます。なお、損害賠償額は県が加入している損害賠償保険で対応しております。

職員の交通事故防止につきましては、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと思えます。

以上、よろしく御願いいたします。

○平井住宅課長 住宅課でございます。2件の専決処分の報告をさせていただきます。資料の5ページをお願いいたします。

報告第2号の専決処分の報告は、県営住宅の家賃滞納者等に対します県営住宅の明け渡し請求及び滞納家賃等の支払い請求の訴えの提起を行うものでございます。5ページから7ページまでが内容でございますが、7ページの概要で御説明をさせていただきます。

専決日は、平成24年4月2日でございます。今回の明け渡し等請求に係る訴えの提起は、6カ月以上または10万円以上の家賃等の滞納者で、自主的な滞納解消が見込めないもの6件及び名義人不在後に不法占有しているもの3件について、4月下旬に熊本地方裁判所に提訴を行う予定のものでございます。

このうち、家賃滞納6件につきましては、これまで何回となく納入指導を行ってまいりましたが、呼び出しにも応じない、また納入の誓約はするものの、それを守らないといった滞納者でございます。

また、不法占有3件につきましては、名義人の死亡後に名義を承継する資格がないため、継続して住むことが認められないものでございまして、明け渡しの請求に応じていない者でございます。

滞納総額は73万8,500円、滞納総月数は45カ月となっております。これまでの訴訟の実施状況は、下表に掲げておりますが、今回が

42回目の提訴となり、今回を含めて1,000件となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

報告第3号の専決処分の報告は、県営住宅の滞納家賃等の支払いにつきまして、訴えの提起前の和解を行うものでございます。

9ページから11ページが内容でございますが、11ページの概要で御説明させていただきます。

専決日は、平成24年4月2日でございます。この和解は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込めるもの2件について、4月下旬に熊本簡易裁判所に即決和解の申し立てを行う予定のものでございます。

滞納総額は38万3,300円、滞納総月数は16カ月となっております。

この2件につきましては、先ほどの提訴の対象者と異なりまして、滞納解消のための家賃納付を誓約する意思を示しているため、訴訟を提起する前に、裁判所の関与のもとで、今後の支払い方法等について和解を行うものでありまして、判決と同様の効果があり、より迅速で効率的に、強制力を伴う手段を確保していくものでございます。

これまでの和解の実施状況は、下表に掲げておりますが、今回が15回目の和解となり、今回を含めまして171件となっております。

県営住宅の家賃滞納解消につきましては、新たな家賃滞納者をふやさないよう、今後も口座振替の促進、訪問徴収の強化など、徹底した徴収の促進により滞納防止に努めてまいります。

住宅課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○森浩二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、先ほど申し上げましたとおり、本日

は本会議を休憩しての委員会でありまして、質疑応答は付託議案等に関するもののみに限らせていただきます。

それでは質疑はありませんか。

井手委員。

○井手順雄委員 3ページ、公用車においての事故というような形で専決処分がなされておりますが、土木部といたら、やっぱり現場というのがあります。県庁職員さんも現場の方にはやっぱり検査やら管理やらで何回も通われると思いますが、公用車以外で自分の車、マイカーで行かれる割合というのは今どうですか。使用する割合ですね、公用車と自分の個人的な車。

○金子監理課長 土木部の場合は現場事業が多いので公用車をかなり配置しておりますので、自家用車を使っての利用は少ないと思います。ちょっと割合については把握しておりませんが。

○井手順雄委員 その割合というのを明確にしてください。それと、自分の車で行った場合は、こういう事故があった場合、事故したときにはこういった対応なんですかね。

○金子監理課長 自家用車利用については、まず利用に当たっては自家用車登録をいただいております。それについては任意保険の加入を義務づけて、基本的にはその保険で対応できるような態勢をとっております。

もう一つ、利用状況を、全体ではないんですけども、私用車での事故関係は、平成23年度で4件ほど発生しております。

○井手順雄委員 そのときには、任意保険ということは、自分が払って県とは関係ないということであるならば、自分の保険を使用するということですかね、考え方としては。

○金子監理課長 そうでございます。

○井手順雄委員 となると、公務中に自分の車で事故しました、公用車だったら県の保険が適用できますよと、しかし、自分の車で、もう公用車があいてなかったから、登録をして自分の車で公務を果たすと、そのときに不測の事態で事故が起きた、そのときに、保険というか、そういった相手方との協議等々も自分でやらなくちゃいけない、県は関与しませんよというようなことであれば、だれも自分の車に乗らぬとじゃなかですか。そこら辺の対応たいな。それが1つと、考え方、例えば、自分の車でいきます、目的地は何キロです、それに対して幾らですと多分出るはずたいな。その辺の内訳も教えてください。

○金子監理課長 基本的には本人の申請に基づいて自家用車登録をさせてますので、本人が任意保険を使うことについて一応了解をしているという前提で利用させています。

ただ、基本的には、土木部の場合は公用車が比較的多く配置されておりますので、私用車利用については、まず公用車が絶対利用できないことを前提に……

○井手順雄委員 使いよつとだろもん。それはどぎゃんすつとかて聞きよつとたい。

○金子監理課長 できるだけ公用車を使っていただくと。私用車利用について——ただ、示談交渉については、全然、本人だけにさせているわけじゃなくて、必要に応じて管理者の方で対応もされていると思います。

○井手順雄委員 次、幾ら出しよつとかね、基本的に。

○金子監理課長 金額についてははっきり覚

えてませんけれども、キロ当たり37円程度の負担をしていると思います。当然そのガソリン代プラス車の損料等も含みの金額になっていると思います。

○井手順雄委員 それは不公平になると思うとたいな。熊本県全体でいくならば——私はこの間調べました。大概自分の自家用を使っています。商工なんて余計ですよ。そがんとしたときに、事故したときに県は打ち合わせめとゆうたらおかしかつじゃなかかて。

公用車を使いたいんだけど、公用車があいとらぬけん、もう自分の車で行くしかなかったと、本人は言いよんはるところもあつとですよ。それを県が打ち合わないと言つと——事故したとき、何も県は関係ありませんよて——それは公務だけん。私用だつたらいいですよ。公務中の事故だつた場合は、何らかの対応をしてやらんことには、職員さんも大変じゃなかかと思つとですよ。

で、この先、土木部の方も公用車を減らしていこうという感覚でしょう。ですから、県全体が公用車を減らしていこうという感覚の中で、ますますこういった——もう毎回この専決処分は出てきます。警察に限らず土木部もほかの課も。そういう中で、あらかたそこら辺の決まりというか、やっぱりそういうのをある程度つくらんと、自家用を使って事故したときに、やつと10年無事故無違反で等級がどんどん上がつてきて、ちょっと事故してまた1に戻つたとか、負担が大きくなるわけですたいな、保険というのは。そういうのも考えてやらないかぬと思つとですよ。ですから、そういったところを今後、やっぱりそういうケースがあることを想定しながら、県の決まりというのも何かつくつただけければありがたいなと、これは要望でよかです。

以上です。

○森浩二委員長 これは、土木部だけの問題

ではないので、各部と打ち合わせをして決めていただきたいと思います。

ほかに質疑——西委員。

○西聖一委員 5ページですけれども、家賃滞納の件でちょっとお尋ねですけれども、ここに上がってくる請求は、家賃を何年以上滞納した方がまず基準なのかというのと、そこに、例えば1年であれば1年以上したものを全部今訴えをちゃんと請求しているのかというのと、あと、5ページの下から2人、上村さんという方が2人いますけれども、大体世帯に請求すると思いますけれども、これが2人になっているのは、1人は保証人か何かの関係なんですか。それをちょっと教えてください。

○平井住宅課長 この法的な措置をとっておりますのは、半年、6カ月以上滞納された場合または10万円以上の滞納額の場合に訴訟を行ってきております。この被告の方お二人、これは、御夫婦で入居されている方を対象に被告として上げているということでございます。

○西聖一委員 じゃあ逆に言うと、ほかの人はみんな個人で入っているんですか。夫婦であっても、普通世帯に請求するんじゃないんですか。

○平井住宅課長 失礼しました。これは被告として上げておりますが、件数としてはこのお二人で1件ということになっております。5ページの下の上村さんというお二人についても、このお二人で1件で、全体で9件という件数ということで上げております。

○西聖一委員 だから、何でここは2人わざと上げてるんですかと聞いているんです。

それは調べてまた後で結構ですから。

（発言する者あり）

○平井住宅課長 申しわけありません。これは不法占拠の方でございまして、3件で4名、不法占拠でお入りになっている方が御夫婦でおられますので4名ということになっております。申しわけございません。

（「どういう意味」と呼ぶ者あり）

○平井住宅課長 滞納額の方の件数ではございませんで、そこにお住まいになっている、不法に入居されている方が御夫婦でお二人ということで2人名前を上げているということでございます。申しわけございません。

○森浩二委員長 よろしいですか。西委員いいですね。

○西聖一委員 いいです。

○内野幸喜委員 同じところなんですけれども、まず、最後の即決和解の方は、支払いの意思があるからということで即決和解ということですね。ある程度収入もあると。例えばこっこの5ページの方は支払い意思がない、それか、もしくはもともとのお支払うだけの資力がないと、どっちなんですか、意思もなく、例えば収入はある程度あるけれども意思がないのかとかですね。

○平井住宅課長 もちろんそれは両方のケースがあるかと思えます。この法的な措置に至るまでにはもう何度も相談を受けたりとかというようなことを繰り返してございまして、例えば、1カ月あるいは3カ月滞納が発生した段階で催告書を送付して、相談を受けていただく。この法的措置に入ります前も、その一つ前段としまして分納ができないかということをお話ししてございまして、で、最大24カ月の分割払いでお支払いできるのであれば、こういった法的措置には移らないということをやっているのですが、そういったこともち

よつとできない、あるいは支払う意思がもともとない、相談に出てきてくださいと申し上げて出てこれないとか、そういった方々に対しましては、もうやむを得ず法的措置で——大体2年間以内で支払う意思があり、支払われることが見込みがあるという場合には即決和解ということでございまして、そういったことが難しい場合には、やむなく訴訟とすることでございまして、やはり、払っても支払う意思がない場合と、経済的な理由で難しいとかの両方あるのではないかというふうに思っております。

○内野幸喜委員 じゃあ、大体その経済状況で厳しいという方なんですかね。支払い意思がないとかじゃなくて、支払いたければとも非常に困難だと、そういうことなんですか。

○平井住宅課長 両方やはり——支払う能力はあるけれどもやっぱり支払う意思がないという方もおられると思いますし、やはり経済的に難しいという方もおられる——最近減りましたが、かつてはそういった、いわば悪質といいますか、そういった方も多くおられたという——そういったその法的な措置をとり続けることによって、大分そういった方は減ってきたということでございます。

○内野幸喜委員 それと、さっきの不法占拠、どういう関係の方々が不法占拠されているわけですか、もともとの居住者とはどういう関係になっている方々なんですか。

○平井住宅課長 お一人は、名義人の方が亡くなられた後、もともと同居されていなかったその息子さんが、亡くなられた後に不法に入ってきて住み続けておられた方がお一人でございます。

それから、もう一件は、御主人が亡くなられた後、奥さんが残られていまして、この方

は、承継する前に県の方に承認の手続きをとっていただくことになりまして、それはなされたんですが、審査した結果、承継する資格をお持ちでなかったということで退去していただかなければいけないということでございます。

それから、もう一人は、やはり名義人が亡くなられた後、同居されていた方がそのままずっと居座り続けているという——やはり御夫婦の方とか、御家族とかという方で、残られた方で資格がない方ということになっております。

○内野幸喜委員 もう1点ちょっといいですか。

落石のところ、この7万1,505円ですかね。金額的にはもうこれぐらいで済んで私はよかったと思うんですね。例えばこの落石が、落ちたところによれば、もっと大きな事故になっている可能性もあると思うんですよ。で、この箇所なんですけれども、もともと落石注意とか、そういう看板とか立ててあったとか、もしそれがなくても、じゃあ今後、それについてはどういう対処をしたのかということをお聞かせいただければと思います。

○亀田道路保全課長 落石の注意看板は、付近には実はありませんで、のり面の対策が未処理のところから、事故後の現地調査によりますと、やっぱりのり肩付近に幾つか石が存在しとったと。ですから、詳細な調査を今後やった上で抜本的な対策をやる必要があると思います。当面は、応急的に山側を少し片側規制しまして、落石防止対策が済むまでの間、応急措置をして、規制でカバーしたいというふうに考えております。

○内野幸喜委員 したい、してるんですか、これからするんですか。

○亀田道路保全課長 準備中です。今月中には一応終わるということです。

○内野幸喜委員 わかりました。

○西聖一委員 議案、直接ないんですけれども、非常に関連しているのでいいですか、質問しても。

○森浩二委員長 どういうこと。

○西聖一委員 去年の連休中に大変道路の欠損で事故が起きたので、今回は関係ないんですけれども、もう連休は目の前ですから、その態勢はことしはどういうふうにとっているかというのだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○亀田道路保全課長 去年の3月の春分の日前後と、それから5月のゴールデンウィークにかけてまして、連続事故が起きてはならぬことですけれども、7件ずつ実は発生しまして、その後いろんなパトロールの体制の強化とか、休日とかあるいは週末にはパトロールをそれまで実施をしていなかったんですけれども、週末パトロールの実施あたりも8月から加えておりまして、そういったパトロールの強化、あわせて道路情報をパトロールだけではなかなか100%つかめないところがありまして、一般の方からの情報提供を広く呼びかけたいということで、ポスターあるいはシールとかカードあたりを、例えば免許センターにカードを常時置いとくとか、通報先を示したカード、そういったやつを置いたところで、一般からの情報の提供をお願いするというのが1つ。

それから、道路利用者の方たち、例えばタクシー協会とかトラック協会、バス協会とか、そういった道路利用者の方たちとの道路

情報に対する協定を、昨年度7団体と締結をしまして、そういう早期の情報収集に努めるということをやっております。

大きくはその3本柱でやっております、幸いにも、連続事故を招いた穴ぼこ事故は、去年の8月15日以降今日まで発生していないということでございます。

以上です。

○西聖一委員 ことしはぜひともそういう発生がないようによろしくお願いいたします。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第6号について採決したいと思います。

議案第6号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして第2回建設常任委員会を閉会します。

皆さん大変御苦労さまでした。

午前10時43分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長